

令和6年度

保 育 所 案 内



もくじ

支給認定とは	1
保育所とは	3
申込みに必要な書類	4
申請時期について	5
入所の決定について	5
利用時間の変更について	6
時間外保育（早朝）について	6
時間外保育（一時利用）について	7
土曜日保育について	7
病児及び病後児保育について	7
ファミリーサポートについて	7
保育料について	8
度会町保育料基準額表	9
度会町内保育所一覧	10

度会町 保健こども課

☎ 0596-62-2413

申込みをされる方は、この案内をよくご覧になって手続きをしてください。

①支給認定とは？

幼稚園（一部を除く）・保育所・認定こども園などを利用する際に受けていただく必要があります。認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つに区分されます。

認定区分	認定内容	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などで教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育所などで保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育所などで保育を希望する場合	保育所・認定こども園

※度会町の保育所への入所にあたっては、2号認定、3号認定のいずれかになります。

✿保育必要量区分

利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

保育必要量区分（2号・3号認定のみ）	
保育時間	保育を必要とする事由
保育標準時間9時間 （8：00～17：00） 保育標準時間10時間 （8：00～18：00） 保育標準時間11時間 （8：00～19：00）	父母の両方が下記のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> ・月120時間以上の就労 ・月120時間以上の同居親族等の介護または看護 ・月120時間以上の就学 ・産前8週間または産後8週間 ・災害復旧 ・虐待またはDV 等
保育短時間8時間 （8：00～16：00）	父母のどちらか又は両方が下記のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> ・月48時間以上120時間未満の就労 ・月120時間未満の同居親族等の介護または看護 ・月120時間未満の就学 ・疾病または障がい ・求職活動 ・育児休業中の保育所の継続利用 （次年度に小学校入学を控えている等、児童福祉の観点から必要と認める場合・原則3歳児以上）

✿支給認定の有効期間について

保育を必要とする事由	認定期間
就労	小学校就学まで
保護者の疾病・障がい 同居親族等の介護・看護 災害復旧 虐待・DV	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
妊娠・出産	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間
求職活動	有効期間の開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで
育児休業中の保育所継続利用	育児休業取得期間の満了する日まで
保護者の就学	保護者の卒業（終了）予定日の属する月の末日まで
その他	町長が必要と認める期間

※子どもが満 3 歳未満の場合、満 3 歳に到達する前々日までが有効期間となり、満 3 歳到達時に新しい支給認定証を交付します。

※支給認定の有効期間の満了後も引き続き保育所・認定こども園（保育認定）の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。（保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません。）

✿認定に必要な書類

保育を必要とする事由	必要書類（例）
就労	就労証明等
保護者の疾病・障がい	診断書、身体障害者手帳の写し等
親族等の介護・看護	被介護者被看護者の診断書、申立書等
災害復旧	申立書、り災証明書等
妊娠・出産	母子手帳等分娩予定日又は出生日が分かるものの写し
求職活動	誓約書、求職カードの写し
育児休業中の保育所継続利用	育児休業取得期間証明書等
保護者の就学	在学証明、学生証等の写し
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等

❖支給認定内容の変更・取り消しについて

支給認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、変更があった時から14日以内に手続きが必要となります。

＜変更内容の例＞

- ・ 児童及び保護者の氏名、住所変更
- ・ 世帯員の増減
- ・ 保護者の転職、離職、勤務形態変更
- ・ 育児休業に入った場合 等

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、支給認定を取り消すことがあります。支給認定を取り消されると、保育所を利用できなくなります。

②保育所とは？

保育所は、保護者が働いている場合や、病気などで家庭での保育ができない場合に保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。



❖保育所入所の条件（保育を必要とする事由）について

度会町に住所を有し、保護者及び同居の祖父母などが次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合です。

- ・ 家族が就労（家事以外）している場合（月48時間以上の就労）
- ・ 保護者に疾病・障がいがある場合
- ・ 同居親族に病人等がいて常時介護・看護等が必要である場合
- ・ 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- ・ 虐待やDVのおそれがある場合
- ・ 保護者が妊娠中または出産後間がない場合（出産日の産前産後それぞれ8週間）
- ・ 保護者が求職活動を継続的に行っている場合（入所後90日以内に就労することが条件）

※決められた期限までに、就労状況及び家庭状況等証明書の提出が確認出来ない場合は、90日で退所となります。

- ・ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合（次年度に小学校入学を控えている等、児童福祉の観点から必要と認める場合）
- ・ 保護者が就学をしている場合
- ・ その他 上記に類する状態として町が認める場合

※上記の基準に該当する場合であっても次の場合には入所できないことがあります。

- ・ 申込内容に虚偽があった場合
- ・ 保護者以外の方が保育できるとき
- ・ 定員に余裕がない場合
- ・ 保育士が確保できない場合

※「下の子を保育するため」「集団生活になれさせたいため」「近所に友達がいないため」「遊ぶ場所がないため」というような理由では入所できません。

③申込みに必要な書類

入所審査の公平性を図る為、期日までに提出がなかった場合は、第2期審査の対象となり、認定が遅れたり、また、定員超過の時は入所できないことがあります。

審査時に減点の対象となりますのでご注意ください。

なお、提出していただいた書類に不備があった場合は、後日、保護者に連絡いたしますので、指定の期日までに再度提出をお願いします。

①支給認定申請書兼入所申込書 ※児童1人につき1枚必要

(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書)

②就労証明書及び家庭状況等証明(申告)書

※児童1人につき父・母及び同居の祖父母等(令和6年4月1日時点で65歳未満の方)について各1枚必要

同居の祖父母等(65歳未満)の考え方について

【例】住所、世帯、生計、住宅等のいずれか1つでも児童と同一である場合、同居とみなしますので、祖父母等(65歳未満)の証明書も必要となります。

- ・外勤、内職の場合→事業主の証明が必要
- ・自営業の場合→確定申告の写し・事業開業(開始)届写しまたは登記簿写し等が必要
- ・農業・漁業の場合→確定申告の写し・農業従事申告書等が必要
- ・保護者の疾病・障がいの場合→診断書、身体障害者手帳等の写しが必要
- ・介護・看護の場合→被介護者被看護者の診断書、申立書が必要
- ・災害復旧の場合→申立書、り災証明書等が必要
- ・妊娠、出産の場合→母子手帳等分娩予定日又は誕生日が分かるものの写しが必要
- ・求職活動中の場合→誓約書、求職カードの写しが必要
- ・育児休業中の保育所継続利用→育児休業取得期間証明書等が必要
- ・保護者の就学の場合→在学証明書、学生証の写しが必要
- ・虐待やDVの場合→配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等

③同意書 ※父・母及び同居の祖父母等の同意が必要。

④申込書類に記載されている児童及び家族全員の個人番号通知カード又はマイナンバーカード

⑤提出される方の本人確認書類

顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等)の場合1点

その他本人確認書類(被保険者証、年金手帳等)の場合2点



※申込書類記入上の注意

1. 2名以上の児童の入所申込みをされる場合は、児童1人に1枚の申込書を記入してください。各証明書類は、上の子に原本を、下の子にはコピーでも構いません。
2. 『入所希望保育所名』は、第二希望・第三希望も必ず記入してください。(0歳児は第二希望まで)記入のない場合は、受付できません。
3. 『世帯員』は、入所児童と同居している家族(単身赴任などで別居している方も含む)の全員を記入し、『入所児童との続柄』は、入所児童から見て、「父・母・祖父・祖母・兄・姉・弟・妹・叔父・叔母・・・」のように記入してください。

④申請時期について

☆令和6年4月に入所をご希望の場合

【受付期間】令和5年10月2日(月)から令和5年10月20日(金)

【受付場所】新規に入所を希望する児童→役場保健こども課
在園児→利用中の保育所

☆年度途中に入所をご希望の場合

(定員に余裕がある場合に限り入所することができます。)

●申込み方法

(途中入所の希望が決定次第)

保健こども課に、「度会町保育所仮申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

(入所の希望月の2ヶ月前)

「③申込みに必要な書類」の申込みに必要な書類を「保健こども課」に提出してください。

※原則、途中入所申請書の在園期間は、提出があった年度末までとなりますので、引き続き翌年の4月からも利用を希望される場合は、10月頃に翌年度入所の手続きが別途必要となります。

⑤入所の決定について

入所の可否については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める、保育の必要度の高い児童から定員の範囲内において順次決定しますが、公平を図るため面接調査及び実態調査を行うことがありますのでご了承ください。

※入所希望者数が定員を超えた場合は、ご希望の保育所に入所できない場合もあります。

※入所申込みの状況により、異年齢混合保育になる場合もあります。

●面接

申請の状況により、在園児の方も含め面接を行う場合があります。場所・日時については後日連絡します。

●実態調査

保育できない状況を調査するために家庭を訪問する場合や、職場に電話などで確認させていただく場合があります。

●決定通知

令和6年4月入所の決定については、令和6年2月頃に文書にて発送予定です。
(それ以前の問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。)

●変更、その他の届出

以下の場合には、度会町役場 保健こども課へ速やかに届け出てください。

(保育料が変更になる場合があります。)

1. 家族構成など家庭の状況に変化があった場合
2. 確定申告等により父母の所得額等に変更があった場合
3. 住所、勤務先などに変更があった場合
4. 入所決定後に入所を辞退する場合
5. 家庭で保育できるようになった場合
6. 保護者が産前産後休暇、育児休業を取得することになった場合



●年度途中の退所

年度途中で退所する場合は、退所する月の15日(15日が土・日・祝日の場合は、14日以前の直近の平日)までに「退所届」を保育所に提出してください。

⑥利用時間の変更について

就労形態の変更等により、決定されている保育時間(夕方)の変更を希望する場合、「保育時間利用変更申請書」と「就労状況及び家庭状況等証明(申告)書」を変更があった時から14日以内に提出ください。

※利用時間変更の場合は、保育料徴収基準額表に基づいて保育料も変更となります。

⑦時間外保育(早朝)について

保護者の勤務形態、恒常的な残業等やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な児童に対して、早朝保育(月曜日から金曜日の午前7時から午前8時まで)を実施しています。なお、早朝保育を利用される場合は別途保育料が必要となりますので、ご了承ください。また、利用希望者は早朝保育利用希望月の前月15日までに「時間外保育利用申請書」の提出が必要です。

※早朝保育が必要でなくなった場合も「時間外保育利用停止依頼書」の提出が必要です。停止希望月の前月15日までに提出をお願いします。

●時間外保育料・・・午前7時～午前8時 1,000円/月額

●実施保育所・・・棚橋保育所

⑧時間外保育（一時利用）について

緊急的でやむを得ない事情により、一時的に決定されている保育時間を超えて保育を利用された場合、別途一時利用料が必要となります。なお、決定されている保育時間を超える保育の一時利用料につきましては、利用のあった月の翌月の初旬に保育所で集金させていただきます。

●決定されている保育時間を超える保育の一時利用料・・・ 500 円/日額

⑨土曜日保育について

希望者のみ棚橋保育所にて実施しています。（全保育所児対象で土曜日に就労しているという証明が必要です。保育利用希望月の前月 15 日までに申込が必要です。）

保育時間は、午前 8 時から午後 4 時までです。

詳しくは、入所決定後にお渡しする入所のしおりをご参照ください。

⑩病児及び病後児保育について

児童がいまだ病気の回復期に至らない場合、または病気の回復期にあたって集団保育を受けることが困難な場合に、一時的にお預かりしています。

委託先：「神田小児科」（所在地：伊勢市河崎 1-12-12） 電話番号：20-6512

※対象：町内に在住し、町内保育所、小学校に通所・通学している小学 6 年生までの児童（それぞれ伊勢市役所又は神田小児科への事前登録・申込と別途保育料が必要です）。

●病児及び病後児保育料・・・1,500 円/日額（課税世帯）
1,000 円/日額（非課税世帯）生活保護世帯 0 円



⑪ファミリーサポートについて

子育て中の家庭が育児のサポートを依頼したいときに利用できるサービスです。

保育所への送迎、保護者の病気や休養、軽い病児・病後児等、一時的に子どもを預けることができるサービスです。

問合せ先：度会町子育て支援センター（度会町棚橋 1453-2） 電話番号：63-0070

※対象：0 歳から小学校 6 年生までの幼児、児童
（利用する際には、会員登録（無料）が必要です。）

●利用料・・・700 円~/時間

⑫保育料について（3歳未満児のみ）

●保育料の決定

保育料は、原則として保護者（父母）の市区町村民税額により決定します。（4月～8月保育料は令和5年度市区町村民税額、9月～3月分保育料は令和6年度市区町村民税額により決定します）世帯によっては、保護者以外に祖父母の市区町村民税額などを加味する場合があります。4月から8月分の保育料は3月頃に発送予定です。年度途中入所の場合は、入所された月に通知します。また、保育料は税制改正等により改定することがあります。

●保育料の納入等

保育料（時間外保育料を含む）は毎月口座振替にて利用月の27日に納入していただきます。ただし、12月のみ25日が振替日となります。また振替日が営業日でない場合は翌営業日となります。

●保育料の減免

以下の項目に該当し、保育料の納付が困難な場合、申請をすることにより保育料の全部又は一部の免除を受けられる場合があります。

- ・災害疾病等の事由により収入が減少し保育料を納付することが著しく困難であると認めるとき。
- ・月の途中において入所又は退所したとき。

●その他

* 保育料は在籍している限り必要です。1か月間全く通所しなかった場合でも原則保育料は免除されません。

3歳未満児利用者負担額（保育料）表

	児童の属する世帯の階層区分 (4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は 当年度の町民税額で階層決定します。)		月額			
			標準時間 11時間 8時～19時利用	標準時間 10時間 8時～18時利用	標準時間 9時間 8時～17時利用	通常保育 8時間 8時～16時利用
			第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による 被保護世帯	—	0
第2	町民税が非課税世帯	1人目				
		2人目	0	0	0	0
		3人目				
第2	町民税が非課税世帯（ひとり親世帯等）	1人目				
		2人目	0	0	0	0
		3人目				
第3	町民税均等割のみ	1人目	12,200	10,700	9,200	8,200
		2人目	6,100	5,350	4,600	4,100
		3人目	0	0	0	0
	町民税が均等割のみ（ひとり親世帯等）	1人目	3,700	2,950	2,200	1,700
		2人目	0	0	0	0
		3人目	0	0	0	0
第4	町民税所得割が20,000円未満	1人目	14,200	12,700	11,200	10,200
		2人目	7,100	6,350	5,600	5,100
		3人目	0	0	0	0
	町民税所得割が20,000円未満（ひとり親世帯等）	1人目	3,700	2,950	2,200	1,700
		2人目	0	0	0	0
		3人目	0	0	0	0
第5	町民税所得割が20,000円以上48,600円未満	1人目	16,200	14,700	13,200	12,200
		2人目	8,100	7,350	6,600	6,100
		3人目	0	0	0	0
	町民税所得割が20,000円以上48,600円未満 （ひとり親世帯等）	1人目	3,700	2,950	2,200	1,700
		2人目	0	0	0	0
		3人目	0	0	0	0
第6	町民税所得割が48,600円以上65,000円未満	1人目	22,700	21,200	19,700	18,700
		2人目	11,350	10,600	9,850	9,350
		3人目	0	0	0	0
	町民税所得割が48,600円以上65,000円未満 （ひとり親世帯等）	1人目	3,700	2,950	2,200	1,700
		2人目	0	0	0	0
		3人目	0	0	0	0
第7	町民税所得割が65,000円以上97,000円未満 （町民税所得割が77,101円以上97,000円未満の ひとり親世帯等を含む）	1人目	24,700	23,200	21,700	20,700
		2人目	12,350	11,600	10,850	10,350
		3人目	0	0	0	0
	町民税所得割が65,000円以上77,101円未満 （ひとり親世帯等）	1人目	3,700	2,950	2,200	1,700
		2人目	0	0	0	0
		3人目	0	0	0	0
第8	町民税所得割が97,000円以上128,000円未満	1人目	34,700	33,200	31,700	30,700
		2人目	17,350	16,600	15,850	15,350
		3人目	0	0	0	0
第9	町民税所得割が128,000円以上169,000円未満	1人目	36,700	35,200	33,700	32,700
		2人目	18,350	17,600	16,850	16,350
		3人目	0	0	0	0
第10	町民税所得割が169,000円以上233,000円未満	1人目	39,700	38,200	36,700	35,700
		2人目	19,850	19,100	18,350	17,850
		3人目	0	0	0	0
第11	町民税所得割が233,000円以上301,000円未満	1人目	41,700	40,200	38,700	37,700
		2人目	20,850	20,100	19,350	18,850
		3人目	0	0	0	0
第12	町民税所得割が301,000円以上397,000円未満	1人目	43,700	42,200	40,700	39,700
		2人目	21,850	21,100	20,350	19,850
		3人目	0	0	0	0
第13	町民税所得割が397,000円以上	1人目	45,700	44,200	42,700	41,700
		2人目	22,850	22,100	21,350	20,850
		3人目	0	0	0	0

※ 同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合、第2子は保育料半額、第3子以降は保育料無料とします。

ただし、町民税所得割額が57,700円未満の世帯に属する場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料とします。

※上記の金額は、各階層の1人目の保育料から給食費（副食費）の町支援分（2,300円）を差し引いた額となっており、第2子の保育料は、第1子の保育料の半額となります。

度会町内保育所一覧

保育所名	住所	電話番号	時間外保育 (午前7時～ 午前8時)	保育 時間	対象年齢
棚橋保育所	度会町棚橋 248-2	62-0074	有	8時～ 19時	生後6か月～
長原保育所	度会町長原 365	64-0022	無	8時～ 18時	生後6か月～
中之郷保育所	度会町中之郷 1024	62-0070	無	8時～ 18時	生後12か月～

※上記の保育時間や対象年齢は、申し込みの状況により変更になることがあります。

